

副 本

平成27年(ハ)第728号 放送受信料請求事件

原 告 日本放送協会

被 告 宮内正厳



移送申立に対する意見書

平成27年12月3日

奈良簡易裁判所 民事BC係 御中

原 告 日本放送協会

代表者会長 榎井 勝人



被告は、奈良地方裁判所への移送を申立てているが、本件訴訟の訴訟物は、放送受信契約に基づく放送受信料債権であり、貴庁における審理で十分可能である。他方、被告が本件訴訟の争点と主張している受信料の法的性格云々は、本件訴訟の訴訟物との関連性が不明である。

よって、本件訴訟の奈良地方裁判所への移送は、不相当であると考えます。

以 上